

別紙

多久市議会会議規則の一部を改正する規則

多久市議会会議規則（昭和50年多久市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p><u>第7章 議員の派遣（第163条）</u></p> <p><u>第8章 補則（第164条）</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場（第163条）</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣（第164条）</u></p> <p><u>第9章 補則（第165条）</u></p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>（協議又は調整を行うための場）</u></p> <p><u>第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定す</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>第7章</u> 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p><u>第163条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章</u> 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第164条</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第8章</u> 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p><u>第164条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第9章</u> 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第165条</u> (略)</p>
---	---

る。

3 前項の規定により、協議等の場
を設けるに当たっては、名称、目
的、構成員、招集権者及び期間を
明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な
事項は、議長が別に定める。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第163条 (略)

2 (略)

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第164条 (略)

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第164条 (略)

2 (略)

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第165条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第163条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政の重要な事項に関し、執行部と協議又は調整を行うため	全議員	議長
情報交換会	市政に関し、執行部と情報共有を行うため	全議員	議長
議員協議会	議会の運営に関し、協議又は調整を行うため	全議員	議長
正副委員長会	議員協議会において協議すべき事項に関し、協議又は調整を行うため	議長、副議長並びに総務文教委員会、産業厚生委員会及び議会運営委員会の正副委員長	議長
議案説明会	議案等に関し、提出者の説明を受けるため	全議員	議長
議会報告会	議会活動に関し、市民等に対し報告等を行うため	全議員	議長